

小値賀町議会第三回定例会
(第四日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	代表監査委員
山田	中山	筒井	谷良	西村	中川	吉元	熊脇	蛭子	升水	尾野	尾崎	松本	坂木
憲道	敏章	英敏	良一	久之	一也	勝也	一也	晴市	裕司	英昭	孝三	充司	辰芳

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十二年九月十七日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 議案第六二号 平成二十一年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第三 発議第一号 教育予算を充実に、三十人以下学級の実現を求める意見書案
- 第四 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第七 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・小辻隆治郎議員、五番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第六二号、平成二十一年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、審議の段階で延会となっておりますので、審議を続けます。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

松永議員

九番（松永勇治） 税の徴収については、経済不況が長引く中、納める者、徴収する側も大変だと思えます。

年々滞納額が増え、地方財政に色々負担増など国保運営が憂慮されます。国保税の収入未済額は、二千二百二十五万九百八十七円で、二十年度に比べ百六十八万六千七百三十六円増加しております。保険税調定額の二〇・六％が未収入となっております。一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・二節・三節・四節・五節・六節の収入未済額に係る件数、二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・二節・三節・四節・五節・六節の収入未済額に係る件数、並びに今後、徴収についての対応策についてを伺います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

収入未済額二千二百二十五万九百八十七円の内訳でございますが、平成二年から平成二十一年度までの滞納分でございます。

て、実人員で六十二名でございます。その後、現在までに十一名の方が完納されておりますので、現在のところ五十一名が五十一世帯が滞納ということになっております。この分につきましては、職業別に分析しますと、最近、漁師、漁家が若干増えておりまして十五世帯程、あと商業の方が七世帯、製造業も含めた商業の方が七世帯、それから、一番多いのが職業が定職が無いような方がかなりいらっしやいまして、不明も併せて約二十世帯というような状況でございます。この分の滞納につきましては、一部の方は賃金というか、月額あまり大きくない金額ですけれども、賃金のある方からはご相談をしてその内の一割弱を毎月納めて頂くような格好にしております。その他の方については、面会を求めて徴税を促している状況でございまして、その部分につきましては、今後、もう少し踏み込んだ徴収が出来ないだろうかというふうに考えています。徴収の手段が出来ないだろうかと考えておりますが、なかなか収入が無いというような状況なものですから、非常に難しい面がございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 前は、保険証をあれして、そのような方策もあつたようですけれども、酷は酷なことだと思います。ですけれど、そういうことはやっていないですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

小値賀町の場合は、「短期証」を発行することが一番、滞納者に対する対応では「短期証」を発行しております。「資格証」という形で、「資格証」のみを発行するということはやっております。この部分につきましては、「資格証」を出した場合に診療所の今度は診療報酬、収入との関係もございまして、また昨今のこの厳しい経済情勢の中で、国の方からは「資格証」を出すということに対して十分に注意をするようにと、特に子どもさんがいる家庭なんかにつきましては、「資格証」に関しては、特に今は出さない方向でというような指導もあつておりますので、その辺も考慮しながら対応していかなければならないというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 滞納者のこの件数については、平成四年から二十一年度までの分ということですが、平成四年というこ

とになるとだいぶんなりますけど、これは法的に何か措置のようなものは無いんですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

法的にということになりますと、不能欠損処理になるかと思えます。不能欠損処理にも何種類かございまして、滞納処分執行停止という手段とあと請求を出さないで五年間の執行を待つ不能欠損と、何通りかあるんですけれども、滞納処分執行停止の三年、毎年執行停止をかけていくというやり方で調整をするということもあるんですけれども、中々そこに本人がいらつしゃって生活をされている場合に、中々そこに踏み込めないというようなことが今までずっとあっております。というのは、納税されている方と納税をしないで棒引きにされるということに関する抵抗というか、その辺がございまして、なかなか踏み込んだそういった対応に迷っているところがございまして、今後その辺につきまして、よく協議をして少し検討してみたいと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 四年から二十一年度までというところとちよつと長くなりますので、大体、四年・五年・六年ぐらいのあれで滞納件数とですね、その金額がどのくらいになつとるんですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 平成十五年から申し上げますと、十一名で九十三万九千三百四十円、十六年が十一名で百三十三万四千九百二十五円、十七年度が十八名の二百三十二万四千三百三十円、十八年度が二十二名の二百四十五万一千四百八円、十九年度が二十四名の二百六十七万三千九十円、二十年度が三十四名の三百八万二千九百九十八円、二十一年度が三十九名の二百八十六万四千四百十二円というふうになっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうしますと、件数も金額も年々増えているということですね。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

五番（浦 英明） ただいまの質問に関連しまして、私もちよつと尋ねます。

浦 議員

以前です、買物シートによる納税をしておるといふふう聞いておりましたけども、現在もしているようであれば、その件数と金額についてお尋ねします。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(中川一也) お答えいたします。

『おっとん券』での納付も当然認めておりますので、その実態はちょっと私の方では分からないんですけれども、認めているのは認めております。

今、手元に資料がございませんので、後程、お答えしたいと思います。

議長(横山弘藏) 浦 議員

五番(浦 英明) 中々徴収をしてくいというふうなことでございますが、こういったことも言うのはちょっと酷かと思えますけども、都会では現物を押さえてオークションにかけて、それで税を払ってもらおうとそういうふうなこともしておりますけども、当町においてはやっぱり顔見知りで皆さんが知ってますからね、そういうことは出来ないと思うんですけども、何らかのそういった方策、新しいことを考えて徴収をしていかなければ雪だるま式に段々段々増えてくると思うんですけども、だから、頑張っているというのは分かるんですけども、それ以上に何か新しい徴収方法を探していただきたいと思いますが、その考えについて伺います。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(中川一也) お答えいたします。

今後、その辺につきましましては、かなり踏み込んだ徴収を行ないたいと思っております。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

立石議員

八番（立石隆教） 百七十六頁でございますが、ここに運営協議会費が出ております。旅費が二万一千円の予算があったのに対して支出が零であります。これは協議会の会長が特にそうだと思えますが、年に一遍の研修会等に出席するための費用だと思われませんが、行かなかったということでしょうか。それともそういうことが県で開かれなかつたということでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

そういった会議等についてはですね、国保連合会の方が主催して計画しておりますが、今年度は都合がつかなくて行けなかったということでございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） じゃ、開催されたということですが、会長が都合がつかなかったということ。私も以前にそれに行ったことがありますので、研修会とは結構ですね、為になる研修なんですよね。ですから、是非こういうのは行かせるようにした方がいいと思いますし、もし会長が駄目だったら他の人がですね、協議会にはまだたくさん居られるんですから、他の方が代わりに行くとかってということもやるべきではないかと思うんですが、如何ですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この国保制度とか色んな医療制度自体がですね、年々こう大きく変化しておりますので、やはり議員さんがおっしゃるように、そういうことも勘案してですね、今後、出来るだけ会長が行けない時には代理の方でもですね、出席していただくような方向でやっていきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

松永 議員

九番（松永勇治） 保険給付費が一千六百六十五万三千百九十七円、不用額が出ております。去年も一千四百、一千五百万ばかりですね。そうしますとこういうふう給付費が減ることはいいんですけども、そうすると国庫補助金関係の来年度の返還が出て来るんじゃないかなと思うんですね。その点について。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに医療費についてはですね、国保連合会等々の指示がありまして、予算の総額、そういったものを確保しているところなんですけども、実際にはこういったように医療費の動向によりまして、不用額が発生するというようなことが起きてお

ります。そういうことで、翌年の七月に精算の実績報告を行ないますので、それによって返還とかですね、追加交付そういったものが発生しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 国庫負担補助率があるから、それ大体、計算すれば分かるんでしょうけども、大体これで一千六百万の場合、どのくらいの返還金が出てきますか。大よそでいいです。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 大変申し訳ありません。ちょっと資料が手元にございませんので、後で、答弁させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

松永議員

九番（松永勇治） 七款ですね、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金、十九節・負担金、補助及び交付金、一千七百九十七万九千七百九十四円の支出にですね、予備費を百四十二万七千円充当しておりますけれど、予備費充当の時期をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この高額医療費の拋出金というのは、国保連合会の方から金額が通知がありまして、それを町が支出するわけなんですけども、最終の三月に入りまして請求が来た時にですね、百四十万超、不足というのが生じたので、その分は予備費から充用させていただいております。そういう中で、国保連合会の方が色々算定して町の方に請求がありますので、中々こう不足の事態が発生するというのもございますので、そういうときには予備費の方で対応させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

財政課長

財政課長（中川一也） 先程、答弁を保留していた件でございますが、『おっとん券』『シール台紙』等で国保税を納入された金額は十六万七千七百円でございます。件数は十七件でございます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程、答弁で保留がありましたので、その件についてお答えをさせていただきます。

平成二十一年度の療養給付費に対する償還金、返還金ですけども、一千百九十二万四百七円ということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

八番（立石隆教） 成果報告書に書かれておりますように、「保険給付費が前年度に比べて六千四百万円減額となった。」ということ、この内容については、「高額医療費が大きく減少したのが主な要因です。」と書かれております。この高額医療費が大きく減少したのは、例えば予防保健事業というのが功を奏したということの表れなのか、或いは他の要因があったのかということについて、お伺いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

色んな各種の検診については、診療所が出来てからずっと行なわれておりまして、やはりそういうような成果がですね、一部影響しているということもあるとは思いますが。十分に、こちらの方が分析をしておりますんで申し訳ありませんが、基本的には癌とか脳卒中、心臓病、そういった病気ですね、一時的にお金が掛かるというそういうような疾病が少し平成二十一年度は少なくなつたというような判断をしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 併せて、その下のほうに書かれている「特定健診については、計画目標五〇%に対して五三・九四%」ということ、目標の割合を達し、尚且つ上回つたということは大変結構なことだと思えます。元々目標が低かつたのかなと思つたりしますが、今後の目標というのは少し高めにおいて、尚且つ健診を十分に受けてもらう方々の割合を増やしていく、それが先程言つた高額医療費を下げるということに繋がるということでございますので、その目標等は今後どういうふうに立てているのかということについても伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に長崎県が制定している目標というのが約五〇%というようなことで、目標数値を上げております。小値賀町についても何とかそういう数値をクリアしているところではあります。議員さんがおっしゃるようにならうという受診率を上げるということが、疾病の予防にも繋がるでしょうし、或いは健診後の指導、そういったものも色々入っておりますので、例えば食事療法とか色んな運動、そういった指導も併せて行なうことによつて、今後、疾病の重篤化を防止できる、そういったことも考えられております。そういったことで、現在は健診の目標値は明確に設定はしてはおりませんが、この率を年々上げ

ていくというふうなことは、町としても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、老人保健事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰入金

松永議員

九番(松永勇治) 四款・繰入金の一項、一目、一節・一般会計繰入金三千五百三十一万九千円は、備考欄に書かれておりますように人件費等と長期借入金償還金利子、償還費交付税算入分が充てられていますが、人件費等に係る繰入金については、会計独立採算制の建前からですね、また厳しい財政事情の中で、他の事業会計も含め検証の必要があるのではないかと
思います。

二十年度決算審議の折に、使用料の改定についてお尋ねしましたところ、「基本料金を四百円程上げないと解消は出来ない。」というようなことでございましたが、住民負担増を考えての答弁だと思います。料金の引き上げは好むものではありませんけどですね、基本料金と超過料金を含めた改定について、基本料金だけの考えじゃなくて超過料金等を含めた改定についてですね、どうお考えになるのか町長の所見を伺います。

議長(横山弘藏) 町長

町長(山田憲道) 甚だ失礼ですが、途中途中が分からんところがあるもんですから、誠に申し訳ございませんが、途中で

中が早口で分からないところがありましたので、誠に申し訳ございませんが、再度質問をお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 町長があれだったなら、一つ一応、課長に答弁させていただいても結構です。ですけど、この改定とか何

とかつちゅうのは町長にですね、一応、聞かなければならないと思っただけです。町長にお願いしたわけですけど……。あのですね、去年もこの審議の折にですね、余りにも一般会計繰入れがですね、職員給とか人件費とかで他の償還利子とか償還費なんかはですね、交付税にあれされたものが繰入金に上がって来ると思うんですけども、その他については一般会計からの純粋な持ち出しと、一般財源のですね、と考えるわけですよ。そういうことで、去年聞きましたところが、基本料金を四百円程引き上げないと、この解消が出来ないと、繰入金のですね、ですから、住民負担増を考えての答弁だったと思いますけれども、基本料金だけでなく超過料金を含めた改定について、全部が全部じゃなくても幾らか少なくなるようなですね、改定が必要な、するべきではないかということをお聞きしたわけです。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 大変失礼しました。答弁させていただきたいと思えます。

去年はですね、笛吹の本管が漏水が酷いということでH I V Pで全部ですね、補修をしたということでそういう分野もありますので、そして今ですね、他の税金の方がですね、未納ということで大変厳しい中に水道料金を上げるのか、水道料金を上げるとまた下水道の方に跳ね返るといふ色々もありますので、一応、私の場合は当分の間、頑張るだけ頑張りたいということを考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今、漏水の話が出ましたけども、家も漏水しているんじゃないかということ、わざわざですね、職員が出向いてくれてよく調べていただきましたけども漏水は無いということでした。これは余分でございますけれども。

町長が頑張ると、それで一般会計ということであればですね、強いて私も水道料が上がるのは好むわけございませんので、頑張っていたきたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

八番（立石隆教）

二百八頁、先程、聞きそびれましたが、事業収入のところの使用料でございます。水道使用料。これが昨年からすると収入未済額が二倍とは言いませんが、二倍近くまで上がっております。他の分野におけるところの税の徴収についても色んな影響が出ておりますが、この未済額が上昇していることについては、どのように考えておられますか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

現在、決算の方では八十八万五千五百三十円というふうな未済額になってるんですけども、八月いっぱいまでにですね、三十六万四千六百八十円の入金があっております。それで一応、現在はですね、滞納額としましては、五十二万八千五百円というふうになっております。しかしながら、やはり昨年からのやっぱり滞納額っていうのは増加いたしております。そういう中で、やはりこの中の滞納者の状況をちよつと見てみますと、やはり昨日もそうだったんですけれど、公営住宅にですね、入居者の方がかなりこの中にいらつしやいます。そういうことで、やはり経済状況というか、そういう中で、やはりそういうところに一番し寄せが来るのかなというように考えております。そういうことで、滞納者についての対策としま

して、やはり根気強くですね、面談をいたしまして、今後、徴収に努めていきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、渡船事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

八番（立石隆教）

成果報告書によりますと、「笛吹く大島・野崎間においては、利用者が若干であるが増加傾向にある。」

というふうに書いております。下の方の利用者数の表を見ますと、若干どころか従来の実績からいうと、かなりの数が増加しているというふうには私は捉えております。一方、「納島く柳間については、利用者の減少に比例して減収傾向にある。」とそういうふうに出ておりますが、これを見たときにですね、もう数年前の時には大島く笛吹間、野崎間においても減少傾向にあったんですがね、それを所謂、△字回復をしておるといふふうには私は喜ばしいことだと思っております。で、『両方』はまゆう』についても『さいかい』についても、利用者数が減ってくることにいついて中々厳しいなと思つてたところが、ここに書かれてあるように「IT協会が行う民泊事業や自然体験の交流事業により」といふふうに示されておるとおり、ここにですね、活路を見出す方法があったのだというふうには実感しております。従いましてですね、ここは受身だけではなくて、

納島く柳間においても増やせる可能性があるのではないかということであれば、大島とか野崎だけではなくて、納島においても民泊ですね、人が来るとか或いは修学旅行生を受け入れるとか自然体験をしてもらうとかかっていうふうなところに、活路を見出すべきではないかというふうに思うんですが、それはそういうふうになることを待つてゐるのではなくて、渡船事業としてそういうものも積極的に働きかけるといようなことをすべきではないかと私は思いますが、どのようにお考えでしょう。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 立石議員さんのおっしゃるとおりと私も思います。その中で、当然、納島を対象にすれば、受け入れ態勢というのが大事になってくると思います。今、納島の方は十一か十二世帯だというふうに思っております。その中で、どのような形での受け入れが出来るのか、そういう方面でもですね、観光の方とちよつと検討してみたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

松永議員

九番(松永勇治) 一款・診療収入、百二十一万五千五百五十円、収入未済額が生じております。

現在で、この時点で徴収状況について、お尋ねします。

議長(横山弘藏) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

八月末で二十三万五千二百四十円でございます。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医 業 費

松 永 議 員

九番（松永勇治） 成果報告にも書かれているようですが、再度質問します。

二百五十二頁、二款、一項、二目・医薬品衛生材料費、十一節・需用費、支出済額が一億八千九百五十六万三千三百三十五円の支出内容と並びに不用額一千六百二十九万六千六百六十五円の生じた理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 一億八千九百五十六万三千三百三十五円の内容ですけど、薬品代が一億七千五百四十七万一千

十七円、衛生材料費が六百万一千七十八円、検査用試薬代が六百六十万五千二百二十五円、酸素ボンベが三十万六千九百一円、血液代が百七十九万九千四百四十四円となっております。一千六百二十九万六千六百六十五円の不用額が出ておりますけど、今年、二十一年度に関しましては、新型インフルエンザの流行とか季節性のインフルエンザの流行に備えまして、ワクチン、薬品代の購入費を確保していたわけでございますけど、思った程、大流行には至らずに多額の不用額が生じたものだと考えております。今後は、多額の不用額が生じないようにしたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） ただいまのところでも尋ねますけども、昨年度よりも減額というふうになっておりますけども、この主なものはですね、ジェネリックの医薬品とかこれが移行したものの、或いは何ですかね。患者数の減とかそういうふうに書いておりますけれども、このジェネリック医薬品につきましてですね、この金額別、品目別、そういった割合が分かりましたらば、お願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

ジェネリック医薬品の導入状況ですけど、内服薬で全体の約一七％、外用につきましては一八・四％、注射につきまして

は一八・三％、全体では一七・五％ということでございます。

金額ベースで、全体的には二一・二％になっております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） ただいまの答弁については、金額については二一・二％ということですね。それで、品目別につきましては、以前、十九年度ですかね、その後、二〇％を目指すというふうなことを言っておりましたけども、それはどういうふうに考えておりますか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

十九年度ではとりあえず二〇％ということ、二〇％の方はクリア出来ておりますけど、国の指導の方はとりあえず三〇％ということになっておりますので、更なるジェネリック医薬品の導入については、促進を図りたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石 議員

八番（立石隆教） 経費節減のために努力をいただいているところで、先程のジェネリック医薬品の導入についてもその一環でございますが、繰越金の三千七百二十二万七千九百二十八円ということの説明の中で、「ジェネリック医薬品の導入促進や各種の経費節減により」というふうに成果報告書では書かれております。各種の経費節減、色々と並々ならぬ努力をされてると思いますが、その内容についてこういう事をやっているということ、説明できる部分がありましたらご報告をお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

役場の方でもやっているとありますけど、電気代の節減、或いは水道代の節減は元より、医薬品の購入につきましても出来るだけ最小単位で購入するような努力はいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今の質問、立石議員さんの質問に関連ですが、このジェネリックです、経費節減です、ジェネリックの内服薬つちゆうですか、薬ですね、これがある町民から聞いたんですが、「全然、特に風邪薬なんか効かない。」と話が言うちゃんなんです、どつかの薬屋さんの風邪薬が効く。」という話をちらほら聞くわけですね。三〇％に伸ばすように指導されてるということですが、実際、風邪はよう皆さん引くわけですから、風邪薬等についてはですね、私はジェネリックもいいでしょうけど、通常の…。最近、「よう昔は、よう注射を打ってもらいよったですが、中々注射も打ってくれない。薬って言えば、あまり効かない。」というふうな話を聞くもんですから、出来れば風邪薬だけはですね、ジェネリック以外を使っていただければと思います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 医師の処方のこともありますので、医師の方と一応、相談して対応したいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	三十一分	―
―	再開	午前	十時	四十二分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

土川議員

三番(土川重佳) 一項・使用料及び手数料でございますが、またこの下水道も開始してから大島地区からもう十年以上経ちます。それで最近こういう収入未済額が発生しておりますが、二十四万程、件数の程、よろしく願います。

議長(横山弘藏) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

下水道の未納状況ですけれども、平成二十年度分が四世帯の九件、六万四千三百八十円、平成二十一年度分が十七世帯の三十四件、十七万六千四百二十円、合計の二十一世帯の四十三件、二十四万八千円となっております。

ちなみに七月末現在です、六万七千九百円納入がございまして、現在高としましては十七万二千九百円となっております。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・施設整備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・公債費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩坪議員

六番(岩坪義光) この成果報告の中に、「計画的なメンテナンスを図り」ということを書いておりますが、これの内容説明をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

特に故障が起きる可能性があるのが、各マンホールポンプ等でございます。そういう中で、今年度も予算に計上させていただいておるんですけれども、例えば二年おきとか六年おきとかですね、その整備の度合いを変えてマンホールポンプの点

検、それとよその工場に持つて行つてオーバーホールをするとかですね、そういうのを定期的にやつていくというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） そのマンホールポンプの点検とか整備とか今、言つておりましたけども、マンホールポンプの点検なんかはある程度、職員でも技術があれば出来るとですかね。それとも、必ずこれは業者が入つて点検していくんでしょうか。そつちをお聞きします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

通常のマンホールポンプですね、引き上げて掃除をする、色んな物が流れ込んで来ているんですけども、そういう所の掃除等の維持管理はですね、職員でも出来ます。ただ、ポンプの中のベアリングを換えたり防水みたいなシールを換えたりとかして、ポンプを分解して部品を換えたりとかする場合は、工場に運ぶ場合が出てきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 成果報告書の中ですね、各施設の修繕料の推移ですね。この公共下水道、笛吹地区ですね、二十年、二十一年かなり修繕料が発生しております。さっきの答弁にもあったように、今年度また予算組んどるということ、この特に笛吹地区だろうと思うんですが、まだ前方と比べた場合、三年遅れぐらいで出来とるわけですね、こつちが、平成十六年、前方地区が平成十三年。と比べた場合にもですね、異常にこの修繕料が多いと、また笛吹地区については、何ですか、特別に、浜津地区もしたつてすかね、油性分離層ですか、油が混入せんように、それなりの公共柵も設けたと。公共柵の措置もやったということで、何故これだけの修繕料が使っているのか、何か原因があると思うんですが、何か特別な理由があるんでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この笛吹地区の公共下水道の二十一年度分の修繕料がちよつとかなり多くなつていくということ、おそらくこの修繕料もですね、かなり波が出て来ると思います。これから先も統計をとつていくと波が出て来ると思います。ひよつとしたら、

二十三年度には前方がポツと出て来る可能性もあります。そういう中で、この笛吹地区の公共下水道のこの分の百五十四万八千円というのは、落雷によつてですね、例えば通信施設が異常が手元に入らなかつたということもちよつとあつてですね、自家発電機がずつと回りっぱなしだったということ、そういうことがありまして、自家発電機の中の修理が出てきておること、それと下水が直接流れ込んできて終末処理場の中で搔寄機というのがあるんですけれども、あそこのポンプがですね、ちよつと砂を咬んだりとかしまして異常が来ているという状況で、今回、去年ですかね、少し改修してポンプを少し上げたり、ポンプ自体をちよつと換えたりとかしている状況でこういうふうな修繕料が上がっております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） ちよつと一点、もう一回伺いしますが、自家発電機は通常どこでもアース処理はしとると思うんですよ。アースが利かんやつたということ、他の地区もそういうふうな落雷等の影響で、影響があるということですかね。要するにアースを取つてないということでもないわけですか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

当然、アースはすべて取つてるんですけど、どこの終末処理場も取つてるんですけども、たまたま、その時は笛吹の場合が遠方監視装置というのがあつて、異常があつたら各職員の方々に異常が通達してきます。それと自家発電機なんです、稼動とうまく連携が出来てなくてですね、一応、通電はしたんですけども、自家発電が回りっぱなしでしたというのがあつて、それも要するに通信異常で職員の方に連絡が来なくて、結構、二十四時間以上ずうーつと回りっぱなしだったということがあつてですね、それで自家発電機の中の一部の部品がちよつと不都合があつた、不具合があつたということで回りっぱなしだったということです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・繰 入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・財産収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第九款・諸 収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十一款・寄 附金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十二款・繰 越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・地域支援事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・諸 支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 二百七十六頁です。一款・保険料の一項・介護保険料、二十八万八千六百六十円収入未済額があるわけですが、年金からですね、特別徴収する分、件数とですね、窓口納入の件数をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

申し訳ありません。手元に資料がちよつとありませんので、後でお答えいたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十九分	—
—	再開	午前	十一時	七分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程の答弁漏れについて、お答えをいたします。

年金等で支払う特別徴収の分が、六千九百五十件でございます。それから、窓口で払う普通徴収が三百五十九件ということでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 確認ですけれども、特別徴収件数が六千九百五十、それから窓口納入が三百五十九、そうすると数字が件数で述べですか、これは。延べじゃなくて何人、何人でお願ひします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この介護保険につきましては、途中で資格喪失したり新規に資格を取得したり、そういったものがありますので、大変申し訳ないんですが、人数的にはですね、ちよつと把握するのは今の状況では簡単に出来ませんので、この延べの件数でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 介護の認定の査定と申しますか、問診と申しますか、全部で何項目あるかちよつと分かりませんが、

都会辺りではこの査定が厳しいとか或いはそういういったのに不服があるとかいうふうなことを言っておりますけども、当町ではそのようなことは無いのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この介護の認定につきましては、診療所の先生からですね、意見書を書いていただいて、それを佐世保と小値賀の審査会というのがありますので、そちらの方に送って審査をしていただいております。

全国的には色んなそういうトラブルが発生しているというふうには聞いておりますが、当町においては、具体的にそういう話があったということとはちよつと把握はいたしておりません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 認定の話が出ましたけども、認定は定期的にやっているようですけど、年を百歳も越すとですね、急にそれ以上の認定を受けなければならぬような、私は認定者じゃありませんので分かりませんが、やっぱりああいうような百歳を越した人とかですね、あれした人はやっぱり随時にしてもらわんと、六月なら六月診てそのまま一年間はそのままというようなことではですね、その人の実態とその認定の号数とはですね、全然違うような感じがするわけです。そういう点について、お尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的には、半年毎とか一年毎とかそういう定期的にですね、審査する部分と、議員さんがおっしゃるように急に悪くなったとかというようなケースがございますので、そういう部分に関しては、ケアマネージャーの方に連絡をさせていただいてですね、急にそういう状況になって認定をやり直さなければいけないというような事例がありましたら、相談をさせていただければその時に対応出来るというふうにご考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・後期高齢者医療保険料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・寄 附 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

浦 議員

五番（浦 英明） この後期高齢者の制度が今後変わるといふようなことを聞いておりますけども、大体目玉といいますが、

主にここら辺りがこういふふうに変りますというふうなことが分かれば、お知らせ願います。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、制度が始まった時点から色んなことで国民の方々から指摘がありまして、その時点で色々検討を加えられているところがございます。議員さんもご承知のように平成二十五年度からですね、この後期高齢者医療制度というのを変えようというふうな国の方は計画いたしておりまして、現在、色んな形での国民の皆さんとか有識者、そういった方々の意見聴取ということ、今年度中にそういう方針をまとめたいというような話のようでございます。私の方で把握してる中ではですね、社会保険の老人の方々については社会保険の方に戻して、そちらの方で応分の負担をしていただこうというふうな方向にも少し変わりつつあるみたいですので、そういう中で少し。原則的には後期高齢者とい

う方々の医療費については、支払制度は変わらないとは思いますが、その部分の負担についてはですね、各保険者から応分の負担をするという方式に少し戻す、そういうところもあるみたいですので、今後、町としても注視しながらですね、対応したいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） まだよく分からないでしょうけども、現在の保険料負担金と今後変わるであろう小値賀町の負担金はずね、どのくらいなのか分かれれば…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、そちらの方の分析はまだいたしておりませんので、どういうふうに町の負担が変わるかというのは、申し訳ありませんが把握いたしておりません。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 広域連合というのは、そのままその中に入ってやるわけですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 基本的には、広域連合という制度自体は残るのではないかなというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
この表決は、起立によって行います。

平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、『財産に関する調書』について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

岩坪議員

六番(岩坪義光) 公有財産で一帯にこう増えておりますけども、これは国土調査でびしゃっと図った挙句、そのために増えたんだらうと思えますけども、一応、説明をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

おっしゃるとおり、国土調査の完了によりまして、その地籍に合わせた数字となっております。

議長(横山弘藏) 岩坪議員

六番(岩坪義光) 物品の方で役場の車ですね、これの買い替えとか乗り替えというのは、大体何年を目処に乗り替えたり新車に替えたりするんでしょうか。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

公用車につきましては、耐用年数を一応、目処としておりますけども、それ以前に使えなくなるとかそういうふうな大きな故障とかあった場合には、買い替えをしたいと思いますと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、議案第六二号、平成二十一年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定は終了いたしました。

日程第三、発議第二号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川重佳議員

三番（土川重佳） 発議第二号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案の趣旨説明を行ないます。

この意見書は、憲法、「義務教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、国の責務の速やかさを遂行をお願いするための意見書です。

現在の義務教育費の国庫負担については、二分の一から三分の一になっており、減額分については地方交付税で措置されており、教育水準の確保、安定した地方財政の構築を図るためには、義務教育費国庫負担率の二分の一に復元を求めるものです。

次に、三十人以下学級をすすめる、子ども達の健全な育成を目指すための豊かな教育環境の整備や地域の実情に応じた多様なきめ細かな教育を図る必要を求めるものです。そのための実現に向けて、国に対して次の事項を強く要望するものです。

（一）三十人以下学級をすすめる、長期的展望に立って学校現場に必要な教職員の人員を拡充すること。

（二）義務教育費国庫負担制度については制度を堅持して、国の負担を二分の一に復元すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩坪義光議員

六番（岩坪義光） 私は、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案に賛成するものであります。

子ども達に豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって、極めて重要なことです。社会の変化と共に子ども達一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。子ども達の健全育成を目指す豊かな教育を実現するためには、子ども達の教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じた、きめ細かな対応が出来るようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子ども達から大変有益であると評価されています。しかしながら、日本の教育予算はGDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒などに見られるように、OECD諸国に比べまだまだ脆弱です。

平成十八年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は二分の一から三分の一に下げられました。県市町とも財政の厳しい中、全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築させるためには義務教育費国庫負担率を二分の一に還元すべきです。教育予算は未来への先行投資であり、子ども達がどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法で保障されています。

従って、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を強く要望し、本意見書案に賛成いたします。
以上で終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣へ、それぞれ送付することにいたします。

日程第四、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第五、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第六、広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第七、議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項につい

て閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十二年小値賀町議会第三回定例会を閉会いたします。

― 午前 十一時 三十分 閉会 ―